

第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和3年1月8日）

1.本部長あいさつ

本日、愛媛県では38人の感染確認があり、八幡浜市では5人、伊方町でも2人の感染確認があった。それを受けて、町として万全の体制が必要となる。町民の皆さんへの周知徹底、落ち着いた行動がとれるよう、知恵を出し合って取り組んでほしい。

2.議事等

県下で感染が拡大しているため、愛媛県では1月26日まで「特別警戒期間」とされ感染防止を徹底することになりました。そのことを受け、1月8日からの対応について、次のとおり決定しました。

(1)今後の対応について

・イベント等

収容定員等、今までどおり。参加者及びスタッフの検温実施を徹底する。

・県外出張について

緊急事態宣言対象地域への出張は、原則許可しない。緊急かつやむを得ない事情により、旅行する場合は、帰庁後、報告書を提出するとともに、帰庁後は2週間のテレワーク（職務上テレワークのできない者は自宅待機）とする。

それ以外の地域は可とするが、出張する場合、帰庁後は報告書の提出と感染拡大防止策を徹底する。

・私事旅行について

緊急事態宣言対象地域への私事旅行は厳に慎むこと。それ以外の地域は制限しないが、必要性を検討し慎重に判断すること。

・窓口業務

専用窓口、換気、空調、消毒、マスク着用等継続して実施する。

・庁舎内で行う会議

イベントと同様、参加者及びスタッフの検温実施を徹底する。

・県外者の庁舎内立入について

緊急事態宣言対象地域からの来庁者（緊急事態宣言対象地域へ旅行後の町民を含む）については、事務所スペースでの対応は控え、専用スペースでの対応とする。